

# 〈感染症についてのお知らせ〉

コピーして使用してください。

お子様が感染症の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。  
ご参考までに学校保健安全法に定められた中のかかりやすい病気を付記いたします。登園停止の期間については、以下の通りです。医師により感染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません。

	病 名	登 園 停 止 の 期 間
1	感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽減した後、医師により感染の恐れがないと認められるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
3	麻疹（はしか）	解熱したあと3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日を過ぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
5	風しん（三日ばしか）	発しんが消えるまで
6	水 痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
8	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
9	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
10	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	溶連菌感染症	治療開始1日を過ぎ、全身状態がよくなるまで
12	伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹以外の症状がなくなるまで
13	手足口病	熱が下がり、口内炎が消えるまで
14	ヘルパンギーナ	熱が下がり、口内炎が消えるまで
15	結 核	感染のおそれがないと認められるまで
16	マイコプラズマ肺炎	感染のおそれがないと認められるまで
17	RSウイルス	感染のおそれがないと認められるまで
18	その他の感染症（ ）	

- ◆ 学校感染症以外の感染症に関しては、医師が必要と判断した時に提出して下さい。
  - ◆ 下記の証明書を登園するときにお持ちください。
  - ◆ インフルエンザは2023.8より、[季節性インフルエンザ診断報告・登園報告書]に変更されています。書式は区のホームページからもダウンロードできます。
- ※ 証明書の書式については園発行のものでなく、病院の発行したものでも構いません。

-----キリトリセン✂-----

## 証 明 書

園長殿

病 名 \_\_\_\_\_

組

園児名 \_\_\_\_\_

月 \_\_\_\_\_

日 \_\_\_\_\_

から登園してもよいことを証明いたします。

年 \_\_\_\_\_

月 \_\_\_\_\_

日 \_\_\_\_\_

医師 \_\_\_\_\_